

北九保地介第 406 号  
令和 5 年 5 月 22 日

地域密着型サービス事業所管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部  
介護サービス担当課長

令和 5 年 5 月 8 日以降の運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の取扱い  
について（通知）

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、地域密着型サービス事業所の皆様におかれましては、日頃から感染対策の徹底など感染拡大防止にご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について、令和 2 年 2 月 28 日付け介護サービス担当課長通知（北九保地介第 2992 号）にて新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための臨時的な取扱いをお知らせしていましたが、令和 5 年 5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が変更されたことに伴い、当該通知による取扱いを終了します。

各事業所におかれましては、適切に会議を開催していただきますようお願い申し上げます。

なお、認知症対応型共同生活介護事業所につきましては、利用者及び従業者等事業所内での感染状況等を考慮した結果、会議の開催が困難な場合は、必ず介護保険課にご相談ください。

（参考）

令和 2 年 2 月 28 日付介護サービス担当課長通知（北九保地介第 2992 号）

担当：北九州市保健福祉局介護保険課  
居宅サービス係 林、新谷  
施設サービス係 高橋、古賀  
電話：093 - 582 - 2771